

京都府道路公社建築工事検査基準

(目的)

第1 この基準は、京都府道路公社工事等検査規程第9条の規定により、京都府道路公社の所掌する建築工事の検査に必要な技術的事項を定め、もって検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 計測 計測機器により寸法を確認することをいう。
- (2) 観察 目視により施工状態を確認することをいう。
- (3) 点検 建具、器具等の取付状態を目視だけによらず、手動等により確認することをいう。(取付けが正しく堅固か、操作しやすいか、動作に不具合がないか。)
- (4) 写真 工事記録写真により工事施工過程及び外部から明視できない部分の施工状態を確認することをいう。

(検査の内容)

第2 検査に当たっては、契約図書、その他の検査資料に基づき、給付の内容がこれらに適合しているか確認する。

2 外部から明視できない部分、又は、計測困難な部分の検査は、工事記録写真、監督員の説明、その他の工事記録による。

3 材料の検査は、材料検査結果を確認することにより行う。

(検査資料)

第3 検査は次の資料により行うものとする。

- (1) 監督員の説明、指示書、協議書、承諾書等
- (2) 工事記録写真
- (3) 製作図、施工図、カタログ、見本品
- (4) 施工計画書、施工報告書
- (5) 材料検査結果
- (6) 試験・検査記録
 - ア 仕様書に定められた試験結果及び判定結果(コンクリート圧縮強度試験、鉄筋圧接引張り強度試験等)
 - イ 仕様書に定められた請負者の行うべき試験、検査の実施記録(圧接外観検査、高力ボルト受入れ検査、タイル接着力試験、アスファルトコンクリートの密度試験等)
 - ウ 監督員の承諾を受けた施工計画書に定められた試験、検査の実施記録

附 則

この基準は、平成22年6月8日から適用する。